平成２９年（フ）第４０号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手5312番地２
破産者　松ヶ野博己
１　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
２　一般調査期日　平成30年４月24日午前10時35分
平成30年２月27日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手2087番地３
破産者　松ヶ野哲也
１　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
２　一般調査期日　平成30年４月24日午前10時40分
平成30年２月27日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
札幌市中央区南12条西14丁目１番22―502号
破産者　小野寺寿子
１　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
２　一般調査期日　平成30年４月24日午前10時
平成30年２月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０号
福島県田村郡三春町大字山田字新屋敷83番地
破産者　増子　利男
１　破産債権の届出期間　平成30年５月２日まで
２　一般調査期日　平成30年６月４日午前11時30分
平成30年２月28日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第９５６号
埼玉県行田市長野５丁目８番地17
破産者　株式会社エスケイ
１　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
２　一般調査期日　平成30年６月25日午前10時30分
平成30年２月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１号
北海道目梨郡羅臼町共栄町３番地２
清算株式会社　イチオカ株式会社
代表清算人　市岡　俊一
１　決定年月日　平成30年２月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（ヒ）第２００４号
東京都品川区東品川２丁目３番15―1808号
清算株式会社　新興物産株式会社
１　決定年月日　平成30年２月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第３００３号
大阪府東大阪市本庄西３丁目８番30号
清算株式会社　株式会社ジャパンエース
１　決定年月日　平成30年２月27日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、大阪簡易裁判所平成28年（特ノ）第144号事件において成立した調停条項第１項によって確認した債権（以下「弁済対象債権」という。）のうち、協定債権者株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行に対して1450万7155円、協定債権者大阪信用保証協会に対して282万6862円及び協定債権者嶋村奈緒子に対して618万8016円を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は本件債権者の負担とする。
２　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を全額免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第４号
名古屋市港区西茶屋４丁目147番地
再生債務者　株式会社酒井製作所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年２月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２７５号
千葉県船橋市飯山満町２丁目520番地16　レアシス津田沼前原の丘103号
再生債務者　井上　幸治
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月30日から平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第１５号
千葉県市川市伊勢宿18番６―201号　（リベラル行徳）
再生債務者　川村　広樹
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第６号
相模原市中央区横山台１丁目９番８号　パストラル横山台102
再生債務者　内田　正浩
１　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再イ）第１号
長野県須坂市大字須坂870番地　エメラルドグレイスＢ103
再生債務者　名取　秀樹
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月９日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第１１１号
静岡県藤枝市下青島37番地の105
再生債務者　加藤　徹郎
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月28日から平成30年４月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第３２号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番25―303号
再生債務者　佐藤　　正
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月３日から平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２６６号
千葉県市原市泉台４丁目４番地１
再生債務者　佐藤　弘美
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月３日から平成30年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係